

自転車の安全な利用に関する法令等（抜粋）

< 資料 5 >

（注：本資料は、改正道路交通法（H19年6月20日法律第90号）に基づいて作成しています。）

< 交通の方法に関する教則 > 道路交通法をもとに、交通のルールなどが分かりやすい表現にされたもの

交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)抜粋(H20.6.1現在)	備 考
<p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>1 自転車に乗るに当たっての心得</p> <p>(1) 酒を飲んだときや疲れが激しいときは、乗ってはいけません。</p> <p>(2) ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗ってはいけません。なお、反射器材は努めてJISマークの付いたものを使いましょう。</p> <p>(3) サドルにまたがったときに、足先が地面に着かないような、体に合わない自転車には乗らないようにしましょう。</p> <p>(4) 交通量の少ない場所でも2人乗りは危険ですからやめましょう。ただし、幼児用の座席に幼児を乗せているときは別です。</p> <p>(5) かさを差したり、物を手やハンドルに上げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら自転車に乗るのも危険です。</p> <p>(6) げたやハイヒールを履いて乗らないようにしましょう。</p> <p>(7) 自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになったり、不安定となったりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を自転車に固定して運転するときも、不安定となったり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなどして、危険な場合があります。</p> <p>(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。</p> <p>(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。</p> <p>2 自転車の点検</p> <p>自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。</p> <p>(1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。</p> <p>(2) サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。</p> <p>(3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。</p> <p>(4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。</p> <p>(5) チェーンは、緩み過ぎていないか。</p> <p>(6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか（時速10キロメートルのとき、ブレーキを掛けてから3メートル以内で止まれるか。）</p> <p>(7) 警音器は、よく鳴るか。</p> <p>(8) 前照灯は、明るい（10メートル前方がよく見えるか。）</p>	<p>注：罰則は故意による場合と過失による場合で量刑が変わります。</p> <p>法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止） < 酒酔い運転の場合 > 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>法第66条（過労運転等の禁止） 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 < 注：麻薬等影響運転は別の罰則あり ></p> <p>法第63条の9（自転車の制動装置等） 法第52条第1項前段（車両等の灯火） 5万円以下の罰金</p> <p>法第57条第2項（乗車又は積載の制限等） 山口県道路交通規則第9条第3項第1号 2万円以下の罰金又は料料</p> <p>法第71条第6号（運転者の遵守事項） 山口県道路交通規則第11条第2号 5万円以下の罰金</p> <p>法第71条第6号（運転者の遵守事項） 山口県道路交通規則第11条第2号 5万円以下の罰金</p> <p>法第63条の10（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）</p> <p>法第62条（整備不良車両の運転の禁止） 道路運送車両法第45条（軽車両の構造及び装置） 道路運送車両法施行規則第62条の2の33第4項（保安上又は公害防止上の技術基準） 道路運送車両の保安基準第68条～第73条 5万円以下の罰金</p> <p>法第63条の9第1項（自転車の制動装置等） 施行規則第9条の3（制動装置） 5万円以下の罰金</p> <p>法第52条第1項（車両等の灯火） 施行令第18条第1項第5号（道路にある場合の灯火） 山口県道路交通規則第8条第1項第1号 5万円以下の罰金</p>

- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- (10) 尾灯や反射器材（後部反射器材と側面反射器材）は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。
- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- (12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

3 普通自転車の確認 (略)

4 自転車の正しい乗り方

- (1) 自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、後方と前方の安全を確かめてから発進しましょう。
- (2) 右折、左折する場合は、できるだけ早めに合図をしましょう。
- (3) サドルにまたがって、両手でハンドルを握ったときに、上半身が少し前に傾き、ひじが軽く曲がるようにするのが疲れない姿勢です。
- (4) 両手でハンドルを確実に握って運転しましょう。合図をする場合のほかは、片手運転をしてはいけません。
- (5) 停止するときは、安全を確かめた後、早めに停止の合図（右腕を斜め下にのぼすこと。）を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

第2節 安全な通行

1 自転車の通るところ

- (1) 自転車は、歩道と車道の区分のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。
- (2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を通らなければなりません。また、道路工事などの場合を除き、その左端に沿って通行しなければなりません。
- (3) 自転車は、路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示のあるところは通れません。
- (4) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。
- ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識があるとき。
- イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。
- (5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

2 走行上の注意

- (1) 自転車は急ブレーキを掛けると転倒しやすく、また、速度を出

法第52条第1項（車両等の燈火）
 施行令第18条第1項第5号（道路にある場合の燈火）
 山口県道路交通規則第8条第1項第2号、同条第2項
 5万円以下の罰金
 法第63条の9第2項（自転車の制動装置等）
 施行規則第9条の4（反射器材）

法第63条の3（自転車道の通行区分）
 施行規則第9条の2（普通自転車の大きさ等）

(2)と(5)については、法第53条（合図）
 施行令第21条（合図の時期及び方法）
 5万円以下の罰金

法第17条第1項（通行区分）
 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
 法第63条の3（自転車道の通行区分）
 2万円以下の罰金又は料料
 法第18条第1項（左側寄り通行等）

法第17条の2第1項（軽車両の路側帯通行）
 ・歩行者の通行を妨げるような速度・方法で進行した場合 2万円以下の罰金又は料料
 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）
 施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）
 ・歩道の車道寄りの部分を通らなかった場合等 2万円以下の罰金又は料料

法第63条の6（自転車の横断の方法）

し過ぎると周囲の状況の確認や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

- (2) 車や路面電車のすぐ後ろに続いたり、また、それにつかまって走ったりしてはいけません。
- (3) 横断や転回をしようとする場合に、近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合は、右左の見通しのきくところを選んで車の途切れたときに渡りましょう。また、道路を斜めに横断しないようにしましょう。
- (4) 交差点や踏切の手前などで、停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。
- (5) ほかの自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争したりしてはいけません。
- (6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。
- (7) 路側帯を通るときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。
- (8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。
ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。
イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。
- (9) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況について安全を確かめてから行いましょう。特に、ひんぱんな乗り入れの連続や交差点の付近での歩道から車道への乗り入れは危険です。また、歩道から車道に乗り入れる場合には、右側通行をすることとならないようにしなければなりません。
- (10) 歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。
- (11) 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。
- (12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。
- (13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。
- (14) 走行中、ブレーキやライトなどが故障したときは、自転車を押して歩きましょう。
- (15) 路面が凍り付いているところや風雨が強いときは、自転車を押して通りましょう。

3 交差点の通り方

- (1) 信号が青になってから横断しましょう。
なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

法第 76 条第 4 項第 6 号（禁止行為）
5 万円以下の罰金

法第 19 条（軽車両の並進の禁止）
2 万円以下の罰金又は料料
法第 33 条第 1 項（踏切の通過）
3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金
法第 17 条の 2 第 2 項（軽車両の路側帯通行）
2 万円以下の罰金又は料料
法第 63 条の 4 第 2 項（普通自転車の歩道通行）
2 万円以下の罰金又は料料

法第 71 条第 6 号（運転者の遵守事項）
山口県道路交通規則第 11 条第 2 号
5 万円以下の罰金

法第 54 条第 2 項（警音器の使用等）
2 万円以下の罰金又は料料

法第 52 条第 1 項（車両等の灯火）
施行令第 19 条（夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）
5 万円以下の罰金

法第 62 条（整備不良車両の運転の禁止）
道路運送車両法第 45 条
道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 33
第 4 項（保安上又は公害防止上の技術基準）
道路運送車両の保安基準第 68 条～第 73 条
5 万円以下の罰金

法第 7 条（信号機の信号等に従う義務）
施行令第 2 条（信号の意味等）
3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

- (2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。
- ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。
- イ 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。
- (3) 左折するときは、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から 30 メートルの地点に達したときに左折の合図（右腕のひじを垂直に上に曲げるか左側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。
- (4) 右折は、次の方法でしなければなりません。
- ア 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。
- イ 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から 30 メートルの地点に達したときに右折の合図（手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。
- (5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。
- (6) 普通自転車は、交差点やその手前に交差点への進入を禁止する標示があるときは、その交差点へ進入することはできません。この場合は、その左側の歩道に乗り入れ、自転車横断帯によって交差点を渡りましょう。

4 歩行者などに対する注意

- (1) 歩道を通るときは、すぐ停止できるような速度で徐行（白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、すぐ徐行に移ることができるような速度で進行）しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げそうになるときは一時停止しなければなりません。
- (2) 路側帯や自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないように注意し、特に歩行者用道路では、十分速度を落とさなければなりません。
- (3) 停車中の自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車の陰から歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。
- (4) 車道を通行する自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。
- (5) 子供が独り歩きしているとき、身体の不自由な人が歩いているとき、つえを持って歩いていたたり、歩行補助車を使っていたり、その通行に支障のある高齢者が歩いているときは、危険のないように一時停止するか十分速度を落とさなければなりません。
- (6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。
- 近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

法第 43 条（指定場所における一時停止）
3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

法第 53 条（合図）
施行令第 21 条（合図の時期及び方法）
5 万円以下の罰金
法第 34 条第 1 項（左折又は右折）
2 万円以下の罰金又は料料

法第 34 条第 3 項（左折又は右折）
2 万円以下の罰金又は料料
法第 7 条（信号機の信号等に従う義務）
施行令第 2 条（信号の意味等）
3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金
法第 53 条（合図）
施行令第 21 条（合図の時期及び方法）
5 万円以下の罰金

法第 63 条の 7 第 1 項（交差点における自転車の通行方法）
法第 63 条の 7 第 2 項（交差点における自転車の通行方法）

法第 63 条の 4 第 2 項（普通自転車の歩道通行）
2 万円以下の罰金又は料料

法第 17 条の 2（軽車両の路側帯通行）
2 万円以下の罰金又は料料
法第 9 条（歩行者用道路を通行する車両の義務）
3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

法第 38 条第 1 項（横断歩道等における歩行者等の優先）
3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

法第 71 条第 2 号（運転者の遵守事項）
3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

< 関係法令抜粋 >

道路交通法抜粋（H20.6.1現在）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（略）

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

（略）

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであって、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

（信号機の信号等に従う義務）

第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第1項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（歩行者用道路を通行する車両の義務）

第9条 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路（第13条の2において「歩行者用道路」という。）を、前条第2項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

（通行区分）

第17条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

（軽車両の路側帯通行）

第17条の2 軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（左側寄り通行等）

第18条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

（軽車両の並進の禁止）

第19条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

（踏切の通過）

第33条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

（左折又は右折）

第34条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指

定された部分を通行して) 徐行しなければならない。

2 (略)

3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第38条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近する場合には、当該横断歩道等を通る際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という。)がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

(指定場所における一時停止)

第43条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前(道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前)で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

(車両等の灯火)

第52条 車両等は、夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第63条の9第2項において同じ。)道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾燈その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

道路交通法施行令

(道路にある場合の灯火)

第18条 車両等は、法第52条第1項前段の規定により、夜間、道路を通行するとき(高速自動車国道及び自動車専用道路においては前方200メートル、その他の道路においては前方50メートルまで明りょうに見える程度に照明が行われているトンネルを通行する場合を除く。)は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める灯火をつけなければならない。

(略)

五 軽車両 公安委員会が定める灯火

山口県道路交通規則

(軽車両の灯火)

第8条 政令18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。)がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

一 夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する白色又は淡黄色の前照灯

二 夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する橙色又は赤色の尾灯

2 軽車両が夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第1項の規定による自動車の前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる反射器又は反射材1個(幅が50センチメートル以上の軽車両にあつては、その両端に各1個)以上を備え付けているときは、前項第2号の規定にかかわらず、同号の尾灯をつけることを要しない。

道路交通法施行令

(夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合)

第19条 法第52条第1項後段の政令で定める場合は、トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が高速自動車国道及び自動車専用道路においては200メートル、その他の道路においては50メートル以下であるような暗い場所を通行する場合及び当該場所に停車し、又は駐車している場合とする。

(合図)

第53条 車両(自転車以外の軽車両を除く。第3項において同じ。)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2 前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

道路交通法施行令

(合図の時期及び方法)

第21条 法第53条第1項に規定する合図を行なう時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

合図を行う場合	合図を行う時期	合図の方法
左折するとき。	その行為をしようとする地点（交差点においてその行為をする場合にあつては、当該交差点の手前の側端）から30メートル手前の地点に達したとき。	左腕を車体の左側の外に出して水平にのばし、若しくは右腕を車体の右側の外に出してひじを垂直に上にまげること、又は左側の方向指示器を操作すること。
同一方向に進行しながら進路を左方に変えるとき。	その行為をしようとする時の3秒前のとき。	
右折し、又は転回するとき。	その行為をしようとする地点（交差点において右折する場合にあつては、当該交差点の手前の側端）から30メートル手前の地点に達したとき。	右腕を車体の右側の外に出して水平にのばし、若しくは左腕を車体の左側の外に出してひじを垂直に上にまげること、又は右側の方向指示器を操作すること。
同一方向に進行しながら進路を右方に変えるとき。	その行為をしようとする時の3秒前のとき。	
徐行し、又は停止するとき。	その行為をしようとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下にのばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。
後退するとき。	その行為をしようとするとき。	腕を車体の外に出して斜め下にのばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯をトロリーバスにあつてはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を、それぞれつけること。

3 車両の運転者は、第1項に規定する行為を終わったときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないにもかかわらず、当該合図をしてはならない。

（警音器の使用等）

第54条第2項 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（乗車又は積載の制限等）

第57条第2項 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

山口県道路交通規則

（車両の乗車又は積載の制限）

第9条第3項 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

一 乗車人員は、次の表の上欄に掲げる軽車両の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる乗車人員を超えないこと。

軽車両の種類	乗車人員
二輪の自転車及び三輪の普通自転車	運転者1人（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項の自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路を通行する場合にあつては、乗車装置に応じた人員）並びに16歳以上の運転者が6歳未満の幼児を安全な乗車装置に乗車させている場合における当該幼児1人及び16歳以上の運転者が4歳未満の幼児を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合における当該幼児1人

（略）

(整備不良車両の運転の禁止)

第62条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第3章若しくはこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第2項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。)又は軌道法第14条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等(次条第1項において「整備不良車両」という。)を運転させ、又は運転してはならない。

道路運送車両法

(軽車両の構造及び装置)

第45条 軽車両は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 接地部及び接地圧
- 三 制動装置
- 四 車体
- 五 警音器

道路運送車両法施行規則

(保安上又は公害防止上の技術基準)

第62条の2の3第4項 法第45条の軽車両についての保安上の技術基準は、道路運送車両の保安基準に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準

(長さ、幅及び高さ)

第68条 軽車両は、空車状態において、その長さ、幅及び高さが左表に掲げる大きさをこえてはならない。但し、地方運輸局長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

種 別	長さ(メートル)	幅(メートル)	高さ(メートル)
人力により運行する軽車両	4	2	3
畜力により運行する軽車両	1.2	2.5	3.5

(接地部及び接地圧)

第69条 軽車両の接地部及び接地圧については、第7条の規定を準用する。

(制動装置)

第70条 乗用に供する軽車両には、適当な制動装置を備えなければならない。但し、人力車にあつては、この限りでない。

(車体)

第71条 乗用に供する軽車両の車体は、安全な乗車を確保できるものでなければならない。

2 乗用に供する軽車両の座席並びに立席については、第22条第1項、第2項、第5項及び第6項、第22条の2、第23条並びに第24条の規定を準用する。

(警音器)

第72条 乗用に供する軽車両には、適当な音響を発する警音器を備えなければならない。

(基準の緩和)

第73条 第56条第3項の規定は、軽車両について準用する。

(自転車道の通行区分)

第63条の3 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

道路交通法施行規則

(普通自転車の大きさ等)

第9条の2 法第63条の3の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190センチメートル
 - ロ 幅 60センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 側車を付していないこと。

- ロ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
- ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
- ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（普通自転車の歩道通行）

第63条の4 普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

道路交通法施行令

（普通自転車により歩道を通行することができる者）

第26条 法第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童及び幼児
- 二 70歳以上の者
- 三 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

道路交通法

（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護）

第14条第3項 児童（6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、（略）

道路交通法施行規則

（普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害）

第9条の2の2 令第26条第3号の内閣府令で定める身体の障害は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第83号）別表に掲げる障害とする。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（自転車の横断の方法）

第63条の6 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

（交差点における自転車の通行方法）

第63条の7 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第17条第4項並びに第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入ってはならない。

（自転車の制動装置等）

第63条の9 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

道路交通法施行規則

（制動装置）

第9条の3 法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前車輪及び後車輪を制動すること。
- 二 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

- 2 自転車の運転者は、夜間（第52条第1項後段の場合を含む。）内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第52条第1項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

道路交通法施行規則

（反射器材）

第9条の4 法第63条の9第2項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照燈（第9条の17において「前照燈」という。）で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- 二 反射光の色は、燈色又は赤色であること。

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

第63条の10 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

（酒気帯び運転等の禁止）

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

（過労運転等の禁止）

第66条 何人も、前条第1項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

（運転者の遵守事項）

第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（略）

二 身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第14条第1項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第2項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二 前号に掲げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

（略）

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

山口県道路交通規則

（運転者の遵守事項）

第11条 法第71条第6号の規定による車両の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。
- 二 かさをさし、物がかつぎ、又は物を持つ等車両の運転者の視野を妨げ、又は車両の安定を失うおそれがある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

（略）

六 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態でカーステレオ等を聞きながら車両を運転しないこと。

（禁止行為）

第76条第4項 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

（略）

六 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。